

伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアルの一部変更について（案）

○概要：

（１）TSE 検査対応マニュアルにおいては、TSE サーベイランスの対象となるめん山羊等の範囲や TSE の患畜確認時における疑似患畜の範囲及びその後の疫学情報の収集について定めているところ。また、本マニュアルでは、TSE の患畜が確認された場合、その患畜との同居歴や血縁関係等から疫学的に関連性が高いと判断されるめん山羊等を TSE の疑似患畜として、殺処分と検査の対象としている。

（２）他方、スクレイピーの清浄国となるための要件や、めん山羊等の輸出入に際して各国が防疫や衛生措置をとる際の参照事項を記したスクレイピーの WOA H コードにおいては、非定型スクレイピーは定型スクレイピーと関連のない、偶発的に生じる疾病であるとされており、非定型スクレイピーは WOA H コードの対象疾病から除外されている。そのため、非定型スクレイピーが確認された場合であっても、適切な飼料規制や患畜の処分が行われている場合は、WOA H コード上は清浄性のステータス等に影響を与えるものではない。

（参考：WOA H コードとは、WOA H で定められた 207 の動物疾病について、動物及び動物製品について、WOA H 加盟国が貿易その他の衛生措置をとる際の参照事項を記したもの。WOA H 対象疾病は越境性の疾病であり、家畜に甚大な被害をもたらす疾病を選定している。）

（３）さらに、令和 5 年 5 月には BSE に関する WOA H コードが改正され、これまで疑似患畜として扱われた、患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であっても、今後疑似患畜としないよう見直された他、非定型 B S E をコードの対象疾病から除外することが採択された。これに伴い、国内の BSE に関する特定家畜伝染病防疫指針においても、疑似患畜の範囲の見直し及び患畜又は疑似患畜が確認された場合に実施する疫学情報の収集は、非定型 BSE である場合は不要とする見直しを行った。

（４）したがって、本マニュアルにおける TSE の疑似患畜となるめん山羊等の範囲及び疫学調査の対象となる範囲について、国際的にも非定型 TSE は偶発的に発生する疾病であるとされていることから、WOA H コードに即したマニュアルとなるよう、以下のとおり変更することとしたい。

なお、本変更案については、家畜衛生部会プリオン病小委員会への意見照会を経て、最終決定する。

○主な変更点（案）

I 目的

- 内容の変更なし。

II 病性決定までの措置

- 内容の変更なし。

III 発生時の対応

- 定型T S Eと異なり、非定型T S Eは飼料等を介する疾病でないことが示唆されており、非定型T S Eの患畜と疫学的に関連のあるめん山羊等を疑似患畜として殺処分する必要はないと判断し、疑似患畜の範囲から非定型T S Eの患畜との同居歴や血縁関係等から疫学的に関連性が高いと判断されるめん山羊等を除く。
- また、非定型T S Eの疫学関連家畜や農場における措置も同様に不要であると判断し、患畜発生農場等における措置から非定型T S Eの患畜を除く。